

○学生の学内掲示等取扱規程

昭和25年12月1日

規程第92号

- 1 学内の放送、掲示および配布用印刷物、伝単、旒旗、その他広告類の取扱いは、別段の定めある場合を除きこの規程によること。
- 2 放送装置および教室、校庭の集会のための使用は、学生部に予め届出て関係各部と連絡の上その承認を受けること。
- 3 掲示は、学生部に届出て印章を受けること。
- 4 掲示には、責任者の署名を必要とし、所定の場所に貼ること。
- 5 掲示期間の経過したものは、責任者に於て速かに撤去すること。
- 6 印刷物、伝単、旒旗、拡声器、その他の広告類については掲示の場合に準じて、その手続をとること。
- 7 掲示および配布用の印刷物、伝単類の大きさは、概ね新聞紙1頁大以内とすること。ただし、学生部で特に必要と認め、かつ掲示場所を指定するものについては、この限りでない。
- 8 学内集会(各種クラス会、学友会の部会、研究会を除く。)については前の諸条項に規定するところを準用する。
- 9 前諸条項に違反した場合には撤去没収または、禁止若しくは、解散を命ずる。
- 10 この規程は、昭和26年5月10日から施行する。